

☐ Q10 故人が児童扶養手当、ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当、児童手当を受けていた。		
受給者死亡届等が必要です。	民生子ども課 052-523-4593	2階 1番窓口

※新たにひとり親となられる方は、手当が受けられる場合があります。

◆Q11～Q15については、最寄りの区役所・支所の税務窓口でも取り次ぎます。

☐ Q11 故人に市民税・県民税・森林環境税が課税されていた。		
相続人代表者の指定届が必要です。 ※ 行き違いで市税事務所から届出に関するご案内が届く場合があります。 ※ Q12で届出した場合は省略することができます。	本陣市税事務所 市民税課	052-433-4021

☐ Q12 故人に固定資産税が課税されていた。		
①相続人代表者の指定届が必要です。 ※ Q11で届出した場合は省略することができます。 ②土地・家屋を現に所有している方(相続人)の申告が必要です。 ※ 相続開始から3か月以内に相続登記する場合は不要です。 連絡先は、土地・家屋の所在区により異なります。 【栄市税事務所】 千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区 【本陣市税事務所】 西区、中村区、中川区、港区 【金山市税事務所】 昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	栄	土地担当 052-959-3307
	栄	家屋担当 052-959-3308
	本陣	土地担当 052-433-4026
		家屋担当 052-433-4027
	金山	土地担当 052-324-9807
		家屋担当 052-324-9808

☐ Q13 故人が原動機付自転車（原付）等を所有していた。		
廃車または名義変更の申告が必要です。	金山市税事務所 徴収課 (軽自動車税担当)	052-324-9803

☐ Q14 故人に未納の市税があった。		
納税の申し出または納税相談が必要です。	本陣市税事務所 徴収課	052-433-4013

☐ Q15 故人が市税を口座振替していた。		
振替口座の変更または口座振替の解約の手続きが必要です。	市税収納事務 センター	052-957-6931

☐ Q16 故人が農地を所有していた。		
農業委員会へ農地の相続等の届出が必要です。 ※農地のある区域の管轄の農業委員会事務局へお問合せください	東部・緑農政課 【緑区役所内】 （千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区）	052-625-3932
	西部・守山農政課 【守山区役所内】 （東区、北区、西区、中村区、中区、守山区）	052-796-4551
	中川農政課 【中川区役所内】 （熱田区、中川区）	052-363-4360
	港農政課 【南陽支所内】 （港区）	052-301-8209

◆担当窓口が分からないとき

おくやみコーナーへお問い合わせください 月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く） 午前10時15分～午後2時45分 ※正午～午後1時及び窓口対応中等は留守番電話対応	西区 おくやみコーナー	052-523-4689
---	----------------	--------------

(参考)戸籍の広域交付について(令和6年3月1日～)

名古屋市外本籍の戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明書（除籍謄本）、改製原戸籍謄本が名古屋市の区役所支所で請求できます。

※本人またはその配偶者、直系血族の方が窓口にお越しになり、運転免許証等の顔写真付きの公的な身分証の提示が必要です。

※コンピュータ化されていない戸籍の証明書は請求できません

手続に必要な主な持ち物

- ・このページでは、区役所及び支所での手続に必要な、主な持ち物について掲載しています。
- ・故人の状況により、ここでご案内しているもの以外にも必要なものが生じる場合もございます。
- ・**持ち物が不足する場合は、お手続きが完了しないことがあります。**

ご遺族のもの	
1	☐ 窓口に来られる方の印鑑（朱肉を使うもの）
2	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 ・1点でよいもの（官公庁の交付した、本人の写真が添付されたもの） ☐ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など ・2点必要なもの（氏名を確認できるもの） 健康保険被保険者証（※）、年金手帳など
3	☐ 相続人代表の預貯金通帳の写し及び印鑑（朱肉を使うもの）
4	☐ Q3またはQ4 該当時のみ ・喪主の方：口座番号等が確認できるもの（預金通帳等）及び喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状等） ・国民健康保険の世帯主の方：口座番号等が確認できるもの（預金通帳等） ※Q3該当時のみ
5	☐ 戸籍謄本など相続人であることの確認ができる書類 ※住民票の世帯が同じ場合は不要です。 ただし市税に関する手続きには、原則として必要です。 ※故人と戸籍が同籍の戸（除）籍謄本等を取る場合、故人の死亡の記載が完了するまでは、戸（除）籍謄本等の発行ができません。
6	☐ 委任状 死亡に伴う各種手続きを 代理の方が行う場合 、委任状が必要となります。10ページの委任状を参考にご記入のうえお持ちください。委任者の本人確認書類の写しもお持ちください。 ※年金事務所で年金の手続きを代理の方が行う場合、日本年金機構の様式の委任状が必要です。

故人のもの（あるものをお持ちください）	
7	☐ 死亡診断書の写し等、死亡が確認できる書類
8	☐ 印鑑登録手帳
9	☐ 国民健康保険の保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの中でお持ちのもの(※)
10	☐ 後期高齢者医療制度の保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの中でお持ちのもの(※)
11	☐ 年金証書、年金手帳または基礎年金番号通知書
12	☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
13	☐ 敬老優待カード（敬老手帳）、敬老パス
14	☐ 各種障害者手帳
15	☐ 原動機付自転車等の標識（ナンバープレート）
16	☐ その他役所から交付された受給者証や福祉特別乗車券など

（※）令和6年12月2日以降は健康保険被保険者証の新規発行が終了しているため、最新の取扱いについては、各制度のウェブサイト等をご確認ください。

区役所・支所以外での主な手続

①税金・自動車等に関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
☐ 国税の手続 ・死亡者の所得税確定申告 (準確定申告) ・相続税の申告	名古屋西税務署	052-521-8251
☐ 県税の手続 ・自動車税種別割に関する事 等	名古屋北部県税事務所	052-531-6301
☐ 3輪、4輪の軽自動車の廃車・名 義変更	金山市税事務所徴収課(軽自動車税担当) ※申告は一般社団法人全国軽自動車協会 連合会	052-324-9803
☐ 自動車、125cc超のバイクの廃 車・名義変更	愛知運輸支局	050-5540-2046

②年金・不動産に関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
☐ 年金手続 (手続き先が年金事務所の場合)	年金事務所予約受付専用電話	0570-05-4890
	名古屋西年金事務所	052-524-6855
☐ 不動産の相続登記 (不動産のある区域の管轄の法 務局)	名古屋法務局本局 (千種区、東区、北区、西区、中村区、 中区、昭和区) 名古屋法務局熱田出張所 (瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南 区、緑区) 名古屋法務局名東出張所 (守山区、名東区、天白区)	052-952-8111 052-671-5221 052-703-2322

不動産の相続に関する登記相談	愛知県司法書士会		052-683-6683
相続に関する法律相談 (遺産分割協議、相続人及び相続 財産の調査、遺留分、相続放棄 等)	愛知県弁護士会 (有料面談相談※予約制)		(予約受付) 052-565-6110
遺産分割協議書、相続関係図の作成 相続人及び相続財産の調査書作成	愛知県行政書士会		052-931-4068